

民衆の声
ボイス

No.92

http://www.yhkomei.com/ E-mail:shikai@yhkomei.com 公明党横浜市会議員団 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL671-3023 FAX681-2060

公明党 横浜市会ニュース

VOICEよこはま



コロナに負けない!

5月12日(火)▼15日(金)
横浜市の臨時会を開催
国でのコロナ対策補正予算の成立を受け、横浜市中でも過去最高となる約5800億円の補正予算が計上されました。
市会臨時会では、感染拡大防止と医療提供体制の整備、市民生活、企業・事業活動への支援をめぐり、集中的な審議を行いました。

横浜市会
臨時会を開催
5月12日(火)▼15日(金)

当初、所得減少世帯に30万円の給付が予定されていましたが、多くの国民の皆さまから「不公平だ」「制度が分かりにくい」といった声を受け止め、公明党は「所得制限なし」「国民一人あたり10万円」の早期の支給を要望しました。
山口代表の「国民に励ましと連帯のメッセージを伝えるべき」との強い申し入れにより安倍総理が決断し、補正予算の組み換えが行われました。それを受け公明党市議団では、迅速な支給手続きや、DV被害者への寄り添った対応などを求め、着実に皆さまのお手元に届くよう努めています。

全国民に特別定額給付金
10万円を支給へ!

《横浜市会臨時会で決定した主な施策》

※中面の「主な支援策一覧表」もご参照下さい。

- PCR検査体制を強化
《市内10か所程度でドライブスルーPCR検査を実施、検査費を無料化》
- 感染拡大防止対策を強化
《病院、福祉施設、学校、保育所等への感染症対策物資の確保と配布。また公明党の要望で、旧市民病院を軽症者等の宿泊療養施設として活用。》
- 教育のICT環境整備を加速
《オンライン授業のため市立校の全生徒へ「1人1台」のタブレット型PCを配布》
- 商店街を強力に支援
《様々な活動に使える1店舗あたり10万円の支援金を交付》
- 子育て世帯を支援
《児童手当受給世帯へ、児童一人あたり1万円の臨時特別給付金を給付》
※本則給付の世帯のみ
- 中小企業を支援
《横浜市独自の無利子・無担保の融資メニューなどを創設。また、危機関連保証の認定を迅速に行うための体制を強化》

令和2年 第1回臨時会の論戦より こども青少年・教育委員会での質疑 ICT環境の整備を前倒し!

デジタル教科書やデジタル教材を活用し、新たな社会の担い手となるための資質・能力を育成するため、市立小中学校・特別支援学校の児童生徒1人に1台のPC端末を令和5年までに整備する計画としていました。今回の補正予算で、学校休業時における子ども達の教育環境を充実し感染症拡大を防止するため計画を前倒し、令和2年度中に必要となるタブレット型PCを導入します。

非常時には児童生徒に端末を貸し出し、双方向のオンライン授業ができるよう検討が進められます。また、Wi-Fi環境が整っていない低所得の家庭向けにモバイルルータを貸与することも予定されています。



災害時の公衆無線LANとしても活用を!

PC端末による学習には、学校内に無線LANを整備する必要があります。災害時には学校体育館が避難所となることから、被災者にも公衆無線LAN(Wi-Fi)として活用できるよう検討して校内LANを整備すべきと主張しました。教育長からは「検討を進める」と前向きな答弁を得ました。



「2020年に向け全国約3万箇所のWi-Fi整備を目指して」総務省資料より

議案関連質疑

福島 直子 (中区選出)
5月12日の本会議ではコロナ対策等に対し、以下の質疑や要望を行いました。

- PCR検査体制の更なる強化について。
〔答弁〕検査の拡充には、感染防護の知識を持った医師や看護師の確保、採取場所の調整、採取場所までの移動手段、陽性が判明した際の受け入れ態勢の確保などが課題ですが、医師会と協議し準備を進めます。
- 自宅療養する軽傷者等の容態急変を察知するために、国で公明党が提案した「パルスオキシメーター」の積極的な活用について。
〔答弁〕神奈川県で、アプリや電話により自宅療養者の朝夕の検温や呼吸器症状を確認していますが、加えて横浜市独自にパルスオキシメーターの貸与・活用を開始しました。

《パルスオキシメーター》
血中の酸素濃度を計測する機器。



公明党横浜市議員団
南区政務調査事務所 所長
横浜市議員
仁田まさとし



新型コロナウイルス感染症に伴うおもな **支援策** まとめ



個人・世帯向け



〈市民の皆さまへ〉

給付
(もらえる)

- 新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に
- 離職等で**住居を失った・失うおそれがある**
- 子育て世帯**で家計が大変
- 失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

特別定額給付金

一律1人10万円を給付
住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

住居確保給付金

家賃実費支給(例)2人世帯で月6万2千円が上限
支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)

子育て世帯への**臨時特別給付金**

児童手当の受給者に対し、
子ども1人当たり1万円を給付 ※公務員以外の方は申請不要

高等教育修学支援新制度

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

横浜市コールセンター Tel.0570-045592
9:00~17:00(土日祝含む)

各区役所の生活支援課

横浜市子ども青少年局 Tel.045-641-8411
子ども家庭課 手当給付係 9:00~17:00(土日祝除く)

日本学生支援機構 Tel.0570-666-301
9:00~20:00(土日祝除く)

貸付
(かりる)

- 収入が減って**家計の維持**が難しい

緊急小口資金(特例貸付)

貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円)
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内

総合支援資金(特例貸付)

2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3ヵ月まで

各区の社会福祉協議会 9:00~17:00(土日祝除く)

厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
Tel.0120-46-1999 9:00~21:00(土日祝除く)

労働金庫連合会 Tel.0120-22-5755 9:00~17:00(土日祝除く)

猶予
(支払延長)

- 市区町村民税・固定資産税**が支払えない
- 国民健康保険料・国民年金保険料**が支払えない
- 公共料金や電話料金(固定・携帯)**が支払えない
- 住宅ローン**が支払えない

収入が減少(前年同月比20%以上)した方は**無担保かつ延滞金など**で納税を猶予

国民健康保険料の減免については、6月の保険料額決定通知書送付時に案内。
国民年金は免除・納付猶予の制度あり。

支払期限を延長(事業者向けにも支払猶予あり)

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

各区役所の税務課収納担当

国民健康保険→各区の保険課 保険係
国民年金→各区の保険年金課 国民年金係

各電気・ガス・水道・電話等事業者

各金融機関または
金融庁相談ダイヤル Tel.0120-15-6811
10:00~17:00(土日祝除く)



事業主向け



〈事業者の皆様へ〉

給付
(もらえる)

- 感染拡大防止のため**休業**や**時間短縮**をした
- 自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**
- 従業員に休んでもらう場合**
- 従業員に**子どもがいる場合**
- フリーランスで子どもがいる場合**

感染拡大防止協力金

休業要請対象の全事業所で事業所全てが自己所有の場合は**10万円**
賃貸事業所1か所の場合**20万円**、2か所以上の場合**30万円**
営業時間の短縮要請を受け実施した事業所は**10万円**

持続化給付金

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、
その月の売上げを年換算した額を昨年1年間の売上から引いた減少分を給付
上限:中小**200万円**、個人事業**100万円**

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら**最大10分の10**)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス(委託を受けて個人で
仕事をする保護者)**1日あたり4,100円(定額)**を助成

神奈川県産業労働局 Tel.045-285-0536または050-1744-5875
中小企業支援課 9:00~19:00(土日祝含む)

持続化給付金事業
コールセンター Tel.0120-115-570
8:30~19:00(土日祝含む)

神奈川県労働局
神奈川 助成金センター Tel.045-650-2801

厚生労働省
コールセンター Tel.0120-60-3999
9:00~21:00(土日祝含む)

貸付
(かりる)

- 資金繰り**のため融資を受けたい

無利子・無担保融資
(借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
据え置き最大5年

セーフティーネット保証(4・5号)
/危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、**与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)**

マル経融資の金利引き下げ

前年比5%以上で売上減少で融資限度額:**別枠1000万円**
当初3年間金利を**0.9%引き下げ**(商工会議所等の推薦が必要)

日本政策金融公庫 Tel.0120-154-505
9:00~19:00(土日祝除く)

民間金融機関*

取引のある金融機関または最寄りの金融機関

日本政策金融公庫 Tel.0120-154-505
9:00~19:00(土日祝除く)

猶予
(支払延長)

- 法人税や消費税などの納税**が難しい*
- 社会保険料**が支払えない

収入が減少(前年同月比▶20%以上)した事業者は**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

健康保険料や厚生年金保険料が**猶予**
事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

最寄りの税務署または
国税猶予相談センター Tel.03-6672-3503

健康保険協会または組合・日本年金機構